

都市計画道路ができるまで

国分寺3・2・8及び小平3・2・8(五日市街道～青梅街道)の場合

現在まで実施したもの

今回の説明会

①測量説明会



計画道路沿道の皆様にご協力をいただくため、測量についての説明を行いました。

③用地測量(その1)の実施



権利調査や現地調査を実施し、境界確認作業の準備を行いました。

⑤事業概要・測量説明会



事業内容及び測量についての説明を行います。

⑦事業認可の手続き



都市計画法第59条により、事業認可の手続きをとります。

⑨用地折衝・協議



対象となる皆さまと、土地の取得・家屋移転などについて、個別に協議させていただきます。

⑪物件移転



取得させていただく土地にある家屋などの物件を移転させていただきます。

⑬工事の実施



沿道の皆さまに、できるだけ迷惑のかからないように工事を行います。

②現況測量の実施



計画道路及びその周辺の建物や道路を測量し、現況平面図を作成しました。

④都市計画の決定



本計画道路では、道路幅員などを変更する都市計画の手続きを行いました。

⑥用地測量(その2)の実施



この測量で計画道路の幅員(計画線)を現地に表示します。
また、取得させていただく土地の面積が確定します。(土地境界立会いをお願いします。)

⑧用地説明会の開催



用地取得の対象となる皆さま(アパートなどの居住者の皆さまも含まれます。)に具体的な補償について説明します。
また、家屋補償について説明します。

⑩契約・補償金の支払い



話し合いがまとまりますと、契約をとりかわし、補償金をお支払いします。

⑫工事の説明



沿道の皆さまに、工事計画の概要を説明します。
なお、チラシの配布により工事説明に代えさせていただきます。

⑭都市計画道路の完成



多くの皆さまのご理解とご協力により、都市計画道路が完成します。

概ね1年半程度

概ね7年程度

用地測量(その2)について

用地測量(その2)について

この測量は、道路を整備するために必要となる土地について、周辺の土地との境界を確認し、道路として取得させていただき、土地の面積を求めることを目的としています。

用地測量(その2)の流れ

1. 境界を確認するための現地立会い

現地で、土地の境界を確認するため、立会いをお願いします。

1. 現在ある道路などの公共用地と私有地との境界の確認
2. 私有地と私有地との境界の確認



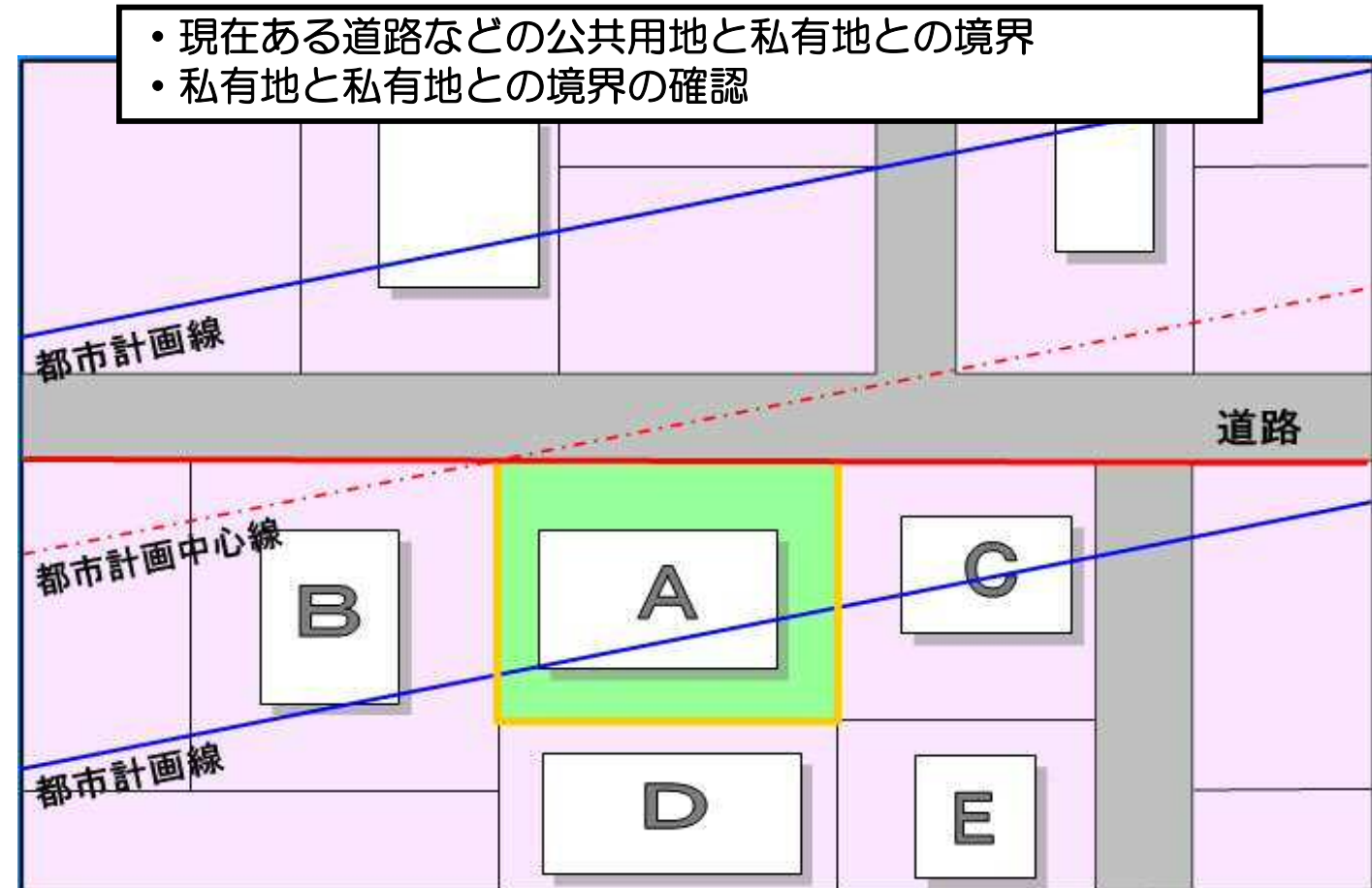
2. 境界点の測量

- 境界立会いで確認された境界点を測量していきます。
- この時に、皆様の土地に立ち入らせていただき、測量作業を行ってまいります。
- 皆様方の土地に立ち入る際には、お声がけ等をして、測量を行ってまいります。

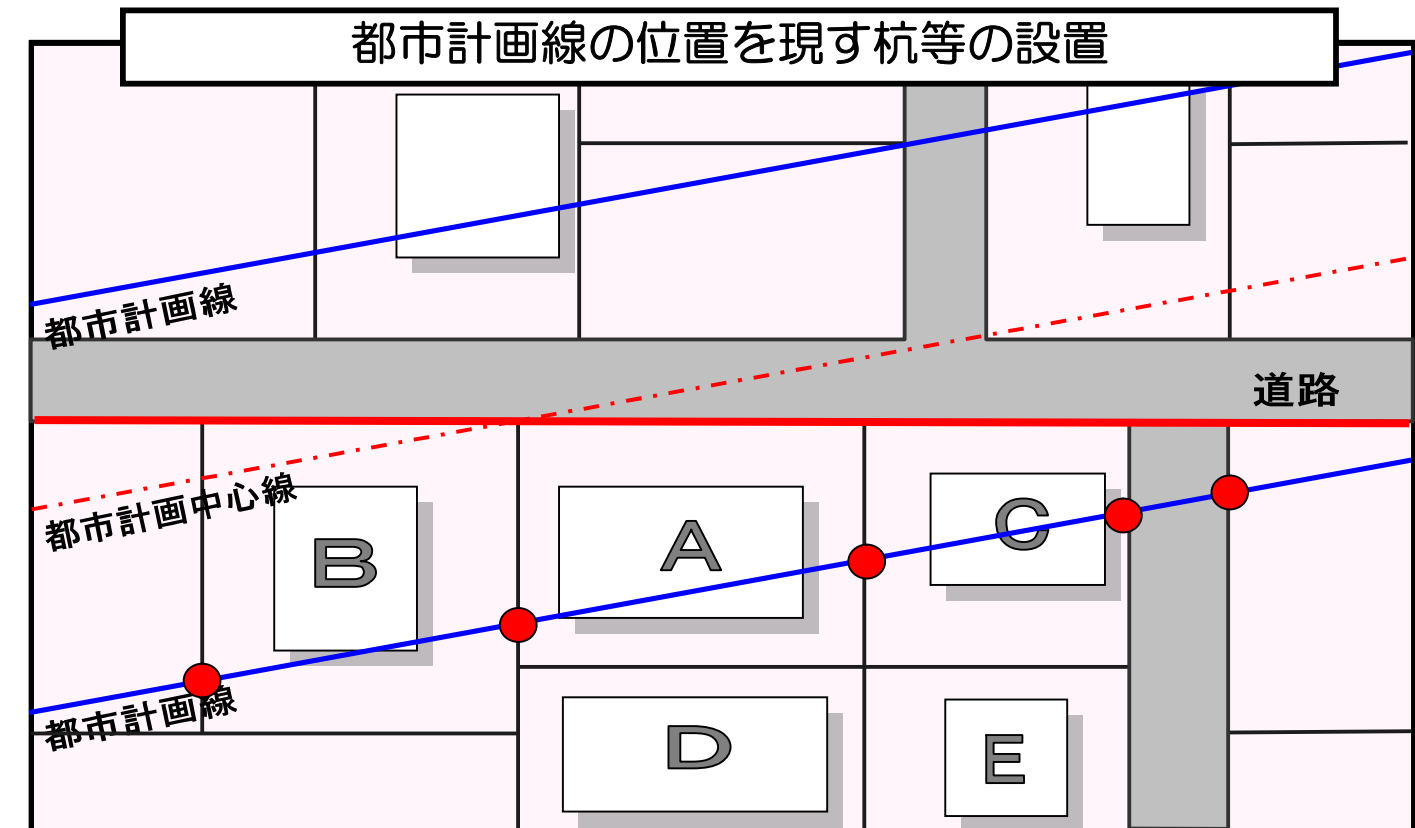


3. 都市計画線の位置を現す杭等の設置

- 境界点の測量後、土地所有者の方の土地のどの位置に、都市計画線が来るのかを示すため、土地所有者の方の同意の上、都市計画線と土地の境界が交差する位置に、仮の杭や鋌を、設置させていただきます。



- 図の赤色の線が、現在ある道路などの公共用地と私有地との境界を確認する箇所です。
- 図の黄色の線が、私有地と私有地との境界を確認する箇所です。



- 図の赤い丸印が、都市計画線の位置を示す箇所となります。